

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例に関するQ & A

2020年2月6日 第1版

2020年8月5日 第2版

2024年10月17日 第3版

以下「条例」とは「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を、「法」とは「健康増進法」を指します。

Q 1	条例の規制対象となるたばこの種類は。
-----	--------------------

(答) 法と同様に、紙巻きたばこ、加熱式たばこ（アイコス、グローなど）、葉巻、水たばこ（シーシャ）は対象になります。

無煙たばこ（噛みたばこ、嗅ぎタバコ）は、煙が発生せず、受動喫煙を生じさせることがないため、対象外です。

また、電子たばこは、たばこ葉を使用しておらず、たばこ事業法上の「製造たばこ」に該当しないため、対象外です。

Q 2	法の規制のほかに、条例による独自規制はあるか。
-----	-------------------------

(答) 県条例による独自規制として次のものがあります。

- ① 「県特定第1種施設※」に該当する施設は、加熱式たばこ専用喫煙室を設置できません。
- ② 「県第2種施設」に該当する施設（条例第2条第5号イ・別表第3参照）は加熱式たばこ専用喫煙室を設置できますが、その場合、喫煙禁止区域の面積を、共同利用区域を除く公共的空間の面積の合計のおおむね2分の1以上とするように努めてください。
- ③ 20歳未満の喫煙可能区域への立入禁止違反に対し、施設管理者に罰則が適用されます。
- ④ 「屋内に準ずる環境」として、屋外の一部が規制対象に含まれます。
(例：階段状の客席を有する野球場、陸上競技場、競馬場・競輪場)

※県特定第1種施設（条例別表第2）

(1)	劇場、映画館又は演芸場
(2)	観覧場
(3)	ア 集会場又は公会堂 イ 火葬場又は納骨堂 ウ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(4)	展示場
(5)	体育館、水泳場、ボーリング場その他の運動施設
(6)	公衆浴場
(7)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
(8)	銀行その他の金融機関
(9)	郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所
(10)	ア 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設 イ 旅客の運送の用に供する電車、自動車その他の車両又は船舶（運行する路線又は就航する航路の起点及び終点が県内にあるものに限る。）
(11)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(12)	動物園、植物園、遊園地その他これらに類するもの
(13)	老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

Q 3	条例の規制対象に含まれる「屋内に準ずる環境」とは何か。
-----	-----------------------------

(答) 屋外であっても、十分に拡散されていないたばこの煙に曝露するおそれにある環境は「屋内に準ずる環境」として、条例の規制対象に含まれます。具体的には、階段状の客席を有する野球場、陸上競技場、競馬場・競輪場などが該当します。

Q 4	脱煙機能付き喫煙ブース（法における技術的基準に関する経過措置※ ¹ ）を設置できるか。
-----	--------------------------------------------------------

（答）条例の「特例県第2種施設※²」（第15条）に該当しない施設は、喫煙ブースを設置することはできません。

一方、条例の「特例県第2種施設」に該当する施設は、条例上の煙の流出防止措置が努力義務となり、「法に規定する措置を講ずることにより足りる」ことになるため（条例第15条）、法で認められた喫煙ブースを設置すること（法の経過措置の適用）が可能となります。

したがって、次のように整理されます。

<法の技術的基準に関する経過措置が認められる条件>

- ① 2020年（令和2年）4月1日時点で現存する建築物等であること（既存建物）
- ② 管理権原者の責めに帰すことができない事由で屋外排気ができないこと
 （例1）建築物の構造上、新たにダクトを通すことが難しい
 （例2）ダクト工事について建築物の所有者の了解が得られない
- ③ 県条例における「特例県第2種施設」に該当すること

※1 法における技術的基準に関する経過措置

法第2種施設における煙の流出防止措置（技術的基準）のうち、「たばこの煙が施設の屋外に排気されていること」の措置に替えて、所定の性能（※3）を有する「脱煙機能付き喫煙ブース」で法の要件を満たすと認められる場合があります。この代替措置のことを「技術的基準に関する経過措置」といいます。

※2 特例県第2種施設

(1)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第4号までに掲げる営業又は同条第11項に規定する営業の用に供する施設 1号営業 キャバレー、待合、料理店、カフェ等 2号営業 喫茶店、バー等のうち低照度の飲食店 3号営業 喫茶店、バー等のうち区画席の飲食店 4号営業 まあじやん屋（マージャン屋）、ぱちんこ屋等 11項営業 ナイトクラブ等の特定遊興飲食店
(2)	事業の用に供する床面積から調理場等の床面積を除いた部分の床面積の合計が100㎡以下の飲食店
(3)	事業の用に供する床面積の合計が700㎡以下のホテル、旅館等
(4)	健康増進法の規定を満たす喫煙目的施設
(5)	健康増進法の規定を満たす既存特定飲食提供施設のうち屋内全部を喫煙可能室とした施設（上記(2)に掲げる施設を除く。）

※3 喫煙ブースの性能要件

- ・ 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること
- ・ 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉塵の量が0.015 mg/m³以下であること

Q 5	施設を禁煙にする場合はその旨の標識が必要か。
-----	------------------------

(答) 禁煙標識の掲示は、法でも条例でも義務ではありませんが(かつて存在した条例上の禁煙標識掲示義務は令和6年4月から廃止)、利用者にとって禁煙標識はわかりやすいため、各施設において自主的に禁煙標識の掲示をしていただくことを推奨します。
禁煙である旨がわかれば任意の標識で構いません。ステッカー(シール)を希望される場合は、神奈川県がん・疾病対策課(045-210-5025)までお問合せください。

Q 6	受動喫煙に関する相談・問合せはどこにすればよいか。
-----	---------------------------

(答) 受動喫煙に関するルールが多くは法によって規定されており、一部条例による独自規制があります(Q2参照)。ご相談・お問合せの内容に応じて次のとおりとなります。

<健康増進法についての相談・問合せ>

保健所設置市(横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市)は各市に、それ以外の地域については、神奈川県(各保健福祉事務所)となります。

施設所在地	問合せ先	電話番号
横浜市	横浜市健康福祉局健康推進部健康推進課	045-671-4783
川崎市	川崎市健康福祉局保健医療政策部健康増進担当	044-200-0155
相模原市	相模原市健康福祉局保健衛生部健康増進課健康づくり班	042-769-8055
横須賀市	横須賀市民生局健康部健康増進課健康増進・介護予防担当	046-822-8135
藤沢市	藤沢市健康医療部健康づくり課	0466-50-8430
茅ヶ崎市 (※寒川町域を含む)	茅ヶ崎市保健所健康増進課	0467-38-3331
平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町	(県)平塚保健福祉事務所企画調整課	0463-32-0130

鎌倉市、逗子市、三浦市、 葉山町	(県) 鎌倉保健福祉事務所 企画調整課	0467-24-3900
小田原市、箱根町、真鶴町、 湯河原町	(県) 小田原保健福祉事務所 企画調整課	0465-32-8000
南足柄市、中井町、大井町、 松田町、山北町、開成町	(県) 小田原保健福祉事務所 足柄上センター管理企画課	0465-83-5111
厚木市、大和市、海老名市、 座間市、綾瀬市、愛川町、 清川村	(県) 厚木保健福祉事務所 企画調整課	046-224-1111

<神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例についての相談・問合せ>

上記表の(県)各保健福祉事務所又は神奈川県がん・疾病対策課(045-210-5025)